

(質問)

災害時にけがをした場合は、どこで治療を受ければ良いのでしょうか。

(回答)

まずは最寄りの医療機関での受診となりますが、災害時は医療機関も被災していることがあります。被害状況によっては、市役所又は町村役場からの要請により、医療救護班を派遣し、また医療救護所を設置して皆さんの治療に当たります。

なお、受入可能な医療機関につきましては、できるだけ早期に情報を収集し、その結果を山梨県救急医療情報センターなどを通じてお知らせしたいと思っておりますので、山梨県救急医療情報センターにお電話してみてください。

(問い合わせ先)

連 絡 先	山梨県救急医療情報センター
電 話	055-224-4199

(質問)

今まで病気で通院していたのですが、薬がなくなってしまいました。病院が遠いので、すぐには受診できそうにないのですが、どうすればよいのでしょうか。

(回答)

まずは、今まで受診していた病院（診療所）の主治医へ電話等で相談し、適切な指示を受けてください。連絡がつかないなどの場合は、診療可能な近くの医療機関か、緊急に設置された医療救護所で診療を受けてください。その際は、現在服用して（飲んで）いる薬がわかるもの（説明書や薬の包装紙など）を持参されるか、薬名を伝えると良いでしょう。

(問い合わせ先)

連 絡 先	現在受診中の医療機関 最寄りの診療可能な医療機関 最寄りの医療救護所
-------	---------------------------------------